

連邦憲法上の認知を求める地方自治体

10月24～27日にかけて、ニューサウスウェールズ州地方自治体協会（以下 LGANSW）の年次総会があり、シドニー事務所でも総会出席と日本の自治体を紹介する展示ブース出展のため参加をしました。



LGANSW は、NSW 州内の地方自治体の意見を集約後、州政府・連邦政府に意見書等を提出し、自治体の意向を実現するよう働きかける NSW 州地方自治体の連合組織です。地方自治体向けに、社会政策、環境施策、財政、インフラ整備や都市計画についての政策改善等の支援や専門家による研修や自治体運営の助言の提供といった支援をしております。また、地方自治体の取組みや政策についての広報もしています。

オーストラリアでは、各州の州憲法で地方自治体の存在を認知する条項が設置されていますが、連邦憲法においては、地方自治体に関する規定は存在しません。このため、1980年代には連邦憲法でも地方自治体の存在を認知するよう求める運動が強まり、1974年、1998年と憲法改正の国民投票にかけられたものの、必要な賛成が得られませんでした。

今回の LGANSW 総会では、地方自治体関係者の悲願となっている連邦憲法に地方自治体を明記することを求めるため、NSW 州政府と州内の地方自治体とが合意書に署名をし、地方自治体と州政府とが一丸となって連邦政府に働きかけるということが合意されました。この他、会議では、地方自治体の抱える共通課題解決に向けて議論・意見交換がありました。

また、総会では新会長の選出がなされ、長崎県佐世保市の姉妹都市である NSW 州コフスハーバー市のキース・ローズ市長が選ばれました。ローズ市長の会長就任によって、豪州と日本の地方自治体の交流がますます深まることが期待されます。